

岡山県公報		発行 岡山県					
目次		担当課（室）		目次			
【規則】 ○ 岡山県自然保護条例施行規則の一部を改正する規則 ○ 岡山県立美術館条例施行規則の一部を改正する規則 ○ 岡山県労働委員会事務局の組織及び事務処理に関する規則の一部を改正する規則 （以上県例規集登載） 【訓令】 ○ 岡山県副知事の主として担当する事項 ○ 岡山県情報システム運営規程の一部改正 （以上県例規集登載） 【告示】 ○ 許可可事務等標準処理期間要綱の一部改正 ○ 一般乗合用のバスの取得に係る自動車取得税の非課税措置の対象となる路線の指定の一部改正 ○ 令和二年度自衛官第二次募集（自衛官候補生） （以上県例規集登載）		自然環境課 文化振興課 労働委員会 行政改革推進室 情報政策課 行政改革推進室 県民生活交通課 危機管理課		指定代理納付者の指定 〃 公平委員会の事務の受託 特定施設の設置及び構造等変更の許可申請 岡山県外来医療に係る医療提供体制計画の策定 岡山県医師確保計画の策定 保安林の解除予定 〃 土地収用法に基づく事業の認定 〃 道路の区域変更 〃 道路の供用開始 〃 都市計画下水道の事業計画の変更認可 〃 構造計算適合性判定を委任した指定構造計算適合性判定機関からの変更の届出 【公告】 ○ 公共測量の測量期間の変更 ○ 道路の位置の指定 〃 二級建築士の免許の取消し ○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事		税務課 〃 市町村課 環境管理課 医療推進課 〃 治山課 〃 監理課 〃 道路整備課 〃 都市計画課 〃 建築指導課 監理課 建築指導課 〃 〃 〃	

令和2年3月31日 岡山県公報 第12181号

◎岡山県規則第三十四号

岡山県自然保護条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年三月三十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県自然保護条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県自然保護条例施行規則（昭和四十八年岡山県規則第六十七号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第一号中「ホまで」を「ヌまで」に改める。

別表第一の一の項ハの(チ)中「トにおいて」を「チにおいて」に改め、同(カ)中「建築物」の下に「（これらに附帯する建築物を含む。）」を加える。

別表第二の一の項中ノをオとし、ニからウまでをホからノまでとし、ハの次に次のように加える。

ニ 不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）第七十七条第一項第九号に規定する境界標を設置すること。

別表第二の一の項に次のように加える。

ク 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第四十七条第一項に規定する認定保護増殖事業等（以下「認定保護増殖事業等」という。）の実施のために工作物を設置すること。

ヤ 岡山県希少野生動植物保護条例（平成十五年岡山県条例第六十四号）第三十条第一項に規定する保護推進事業（以下「保護推進事業」という。）の実施のために工作物を設置すること。

マ 野生鳥獣による生態系に対する被害を防ぐためにカメラその他の観測機器又は標識、くいその他これに類するものを設置すること。

ケ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）第三章の規定による同法第二条第一項に規定する特定外来生物（以下「特定外来生物」という。）の防除のためにカメラその他の観測機器又は標識、くいその他これに類するものを設置すること。

別表第二の四の項へ中「（平成十六年法律第七十八号）」を削り、同へを同項ヌとし、同項ホの次に次のように加える。

へ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第十条第一項の規定に

よる環境大臣の許可に係る木竹であつて、同法第四条第三項に規定する国内希少野生動植物種又は同法第五条第一項に規定する緊急指定種に係るもの（同法第五十四条第二項の規定による協議に係るものを含む。）を伐採すること。

ト 岡山県希少野生動植物保護条例第十三条第一項の規定による知事の許可に係る木竹であつて、同条例第八条第一項に規定する指定希少野生動植物に係るものを伐採すること。

チ 認定保護増殖事業等の実施のために木竹を伐採すること。

リ 保護推進事業の実施のために木竹を伐採すること。

別表第二の五の項中ヲをヨとし、リからルまでをヲからカまでとし、同項中「（平成四年法律第七十五号）」を削り、「もの」の下に「（同法第五十四条第二項の規定による協議に係るものを含む。）」を加え、同チの次に次のように加える。

リ 岡山県希少野生動植物保護条例第十三条第一項の規定による知事の許可に係る木竹であつて、同条例第八条第一項に規定する指定希少野生動植物に係るものを損傷すること。

ヌ 認定保護増殖事業等の実施のために木竹を損傷すること。

ル 保護推進事業の実施のために木竹を損傷すること。

別表第二の七の項イ中「この号」を「この項」に、「同項第七号」を「同号」に改める。

別表第三の一の項イ中「ネ、ム及びウ」を「ナ、ウ及びノ」に改める。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

◎岡山県規則第三十五号

岡山県立美術館条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年三月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県立美術館条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県立美術館条例施行規則（昭和六十三年岡山県規則第十四号）の一部を次のように改正する。

本則中「館長」を「管理者」に改める。

様式第五号から様式第十号までの規定中「岡山県立美術館」を「岡山県立美術館」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の岡山県立美術館条例施行規則に定める様式による用紙は、
当分の間、所要の調整をして使用することができる。

◎岡山県規則第三十六号

岡山県労働委員会事務局の組織及び事務処理に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年三月三十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県労働委員会事務局の組織及び事務処理に関する規則の一部を改正する規則
岡山県労働委員会事務局の組織及び事務処理に関する規則（昭和三十一年岡山県規則
第四十七号）の一部を次のように改正する。

第六条第三号中「臨時的任用職員の雇用」を「短時間勤務会計年度任用職員の任免」
に改める。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

令和2年3月31日 岡山県公報 第12181号

◎岡山県訓令第6号

庁 中 一 般
出 先 機 関

岡山県副知事の主として担当する事項を次のように定める。

令和二年三月三十一日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

岡山県副知事の主として担当する事項

副知事	担 当 事 項
菊池副知事	総務部、県民生活部、保健福祉部、農林水産部及び出納局に関する事項
横田副知事	危機管理課及び消防保安課並びに総合政策局、環境文化部、産業労働部及び土木部に関する事項

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和二年四月一日から施行する。
- 2 岡山県副知事の主として担当する事項（平成三十年岡山県訓令第一号）は、廃止する。

令和2年3月31日 岡山県公報 第12181号

◎岡山県訓令第7号

庁 中 一 般
出 先 機 関

岡山県情報システム運営規程（平成二十七年岡山県訓令第2号）の一部を次のように改正する。

令和二年三月三十一日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

第三条を削り、第四条を第三条とし、第五条から第九条までを一条ずつ繰り上げる。
第十条中「第八条」を「第七条」に改め、同条を第九条とし、第十一条を第十条とし、第十二条を第十一条とし、第十三条を第十二条とする。

附 則

この訓令は、令和二年四月一日から施行する。

◎岡山県告示第百七十五号

（許認可事務等標準処理期間要綱（昭和五十二年岡山県告示第三百三十三号）の一部を次のように改正する。）

令和二年三月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

別表環境文化部の部環境企画課の項2を削る。

別表保健福祉部の部医療推進課の項に次のように加える。

84	医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項	臨床研修病院の指定	180日				
85	医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令（平成14年厚生労働省令第158号）第14条	臨床研修病院の指定の取消し	180日				

別表経済産業部の部商標安否課の項21中「覚せい剤取締法」や「覚醒剤取締法」及び「覚せい剤施用機関又は覚せい剤研究者」や「覚醒剤施用機関又は覚醒剤研究者」に定める項23中「覚せい剤取締法」や「覚醒剤取締法」及び「覚せい剤原料取扱者又は覚せい剤原料研究者」や「覚醒剤原料取扱者又は覚醒剤原料研究者」に定める。

別表産業労働部の部産業企画課の項中82から85までを削る。

別表産業労働部の部企業課及び投資促進課の項に次のように加える。

3	地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）第11条第1項、第12条第1項	土地利用調整計画の同意及び変更の同意	11日			40日	
4	地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第13条第1項、第14条第1項	地域経済牽引事業計画の承認及び変更の承認	7日				
5	地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化	事業環境の整備に係る措置の提案の認定	9日			7日	

	化に関する法律第15条第2項							
--	----------------	--	--	--	--	--	--	--

別表産業労働部の部経営支援課の項に次のように加える。

55	商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号）第5条第1項	事業継続力強化支援計画の認定	60日					
56	商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第6条第1項	事業継続力強化支援計画の変更の認定	14日					

別表農林水産部の部農村振興課の項9中「第17条の36第4項」や「第17条の57第4項」に定める。

別表土木部の部建築指導課の項中8から6までを削る。8や8-1、8-2を削る。9と8-1、10と8-2、11と8-1を削る。

別表土木部の部住宅政策の項8中「登録住宅性能評価機関」や「住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下出先機関の部県民局（建設部）の項において「登録住宅性能評価機関」という。）」に定める。

別表出先機関の部県民局（県建築政策課）の項9中「及び」や「又は」に定める。

別表出先機関の部県民局（建設課）の項8中「登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は」や「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下この項において「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）又は」に定める。10と8-1、11と8-1を削る。108までを11まで繰り下げ、80の次に次のように加える。

81	都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第1項	低炭素建築物新築等計画の認定（一戸建ての住宅又は共同住宅等の住戸の申請で、登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関が交付する低炭素建築物新築等に係る技術的審査適合証（以下この項において「低炭素適合証」という。）	7日					
----	--------------------------------------	---	----	--	--	--	--	--

		等のあるものに限る。)					
82	都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項	低炭素建築物新築等計画の認定（共同住宅等の建築物全体の申請で低炭素適合証（申請建築物が非居住部分を有する場合にあつては、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付するものに限る。）等のあるものに限る。）	10日				
83	都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項	低炭素建築物新築等計画の認定（非住宅建築物の申請で低炭素適合証等のあるものに限る。）	14日				
84	都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項	低炭素建築物新築等計画の認定（一戸建ての住宅の申請で低炭素適合証等のないものに限る。）	7日				
85	都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項	低炭素建築物新築等計画の認定（共同住宅等の住戸の申請で低炭素適合証等のないものに限る。）	20日				
86	都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項	認定低炭素建築物新築等計画の変更の認定（一戸建ての住宅又は共同住宅等の住戸の申請で低炭素適合証等のあるものに限る。）	7日				

附 則
この告示は、令和二年四月一日から施行する。

◎岡山県告示第百七十六号

平成二十三年岡山県告示第六百五十四号（一般乗合用のバスの取得に係る自動車取得税の非課税措置の対象となる路線の指定）の一部を次のように改正する。

令和二年三月三十一日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

題名中「自動車取得税」を「自動車税の環境性能割」に改める。

本則中「第十七条の五」を「第二十一条の三の四」に改める。

一及び二中「平成二十五年度分から平成三十年度分」を「平成二十六年度分から令和元年度分」に改める。

令和2年3月31日 岡山県公報 第12181号

◎岡山県告示第百七十七号

防衛省において採用する自衛官のうち自衛官候補生の令和二年度募集の要領は、次のとおりである。

令和二年三月三十一日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 採用自衛官の区分

自衛官候補生

二 応募資格

採用予定月の一日現在で、十八歳以上三十三歳未満の日本国籍を有する者（三十二歳の者にあつては、同日から起算して三月を経過した日の属する月の翌月の末日現在で三十三歳に達していない者に限る。）で、かつ、自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第三十八条第一項に規定する欠格条項に該当しないものとする。

三 受付期間

- 1 令和二年五月三十日又は同月三十一日の指定する一日の受験希望者については、令和二年四月一日から同年五月二十一日まで
- 2 令和二年六月五日又は同月六日の指定する一日の受験希望者については、令和二年四月一日から同年五月二十八日まで

四 採用試験種目

筆記試験、口述試験、適性検査及び身体検査

五 志願票の請求先及び提出先

市役所若しくは町村役場又は自衛隊岡山地方協力本部、同本部出張所、同本部地域事務所若しくは同本部募集案内所

六 採用試験期日

- 1 令和二年五月三十日又は同月三十一日の指定する一日
- 2 令和二年六月五日又は同月六日の指定する一日

七 試験場

- 1 岡山第二合同庁舎（岡山市北区下石井）
- 2 陸上自衛隊三軒屋駐屯地（岡山市北区宿）

八 採用予定時期

令和二年八月から同年九月までの間又は令和三年三月下旬から同年四月上旬までの

間

九 その他

- 1 現に高等学校在学中の方の受験は不可である。
- 2 令和二年度の大学卒業予定者の採用試験期日は、令和二年六月五日又は同月六日の指定する一日に限る。

- 3 その他詳細については、五の志願票の請求先及び提出先に問い合わせること。

自衛隊岡山地方協力本部 ○八六一二二六〇三六一

自衛隊岡山地方協力本部津山出張所 ○八六八一二二一五六三七

自衛隊岡山地方協力本部倉敷地域事務所 ○八六一四二二一七三五八

自衛隊岡山地方協力本部高梁地域事務所 ○八六六一二二一二三一四

自衛隊岡山地方協力本部岡山募集案内所 ○八六一二二四一二八二四

ホームページ <http://www.mod.go.jp/pco/okayama/>

令和2年3月31日 岡山県公報 第12181号

◎岡山県告示第百七十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二第六項の規定により、次のとおり指定代理納付者を指定した。

令和二年三月三十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 指定代理納付者の名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地

中銀カード株式会社 代表取締役 大川 哲也

岡山市北区柳町二丁目一番二三号

二 指定代理納付者に納付させる歳入

インターネットを利用してふるさとチョイスから納付の手続を行い、三のクレジットカードにより納付される寄附金

三 指定代理納付者が交付し、又は付与する証票その他の物又は番号、記号その他の符号

次の国際ブランドマークが付されたクレジットカード

VISA

MasterCard

JCB

DinersClub

AMERICAN EXPRESS

四 指定の期間

令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで

令和2年3月31日 岡山県公報 第12181号

◎岡山県告示第百七十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二第六項の規定により、次のとおり指定代理納付者を指定した。

令和二年三月三十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 指定代理納付者の名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地

株式会社トラストバンク 代表取締役 川村 憲一

東京都目黒区青葉台三丁目六番二八号

二 指定代理納付者に納付させる歳入

インターネットを利用してふるさとチョイスから納付の手続を行い、三の支払方法により納付される寄附金

三 指定代理納付者が付与する番号、記号その他の符号
次の支払方法による符号

ドコモ払い

auかんたん決済

ソフトバンクまとめて支払い

A m a z o n P a y

P a y P a l

メルペイ

四 指定の期間

令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで

令和2年3月31日 岡山県公報 第12181号

◎岡山県告示第百八十号

地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第七条第四項の規定に基づき、次の規約により岡山県後期高齢者医療広域連合の公平委員会の事務を受託したので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十四第三項において準用する同法第二百五十二条の二の二第二項の規定により告示する。

令和二年三月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県後期高齢者医療広域連合と岡山県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約

（公平委員会の事務の委託）

第一条 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第七条第四項の規定に基づき、岡山県後期高齢者医療広域連合（以下「甲」という。）は、同法第八条第二項に規定する公平委員会の事務を岡山県（以下「乙」という。）に委託する。

（経費）

第二条 乙が前条の規定により委託を受けた事務（以下「委託事務」という。）を処理する場合において要する経費は、乙が支弁する。

2 前項の費用は、甲が負担するものとする。

（その他必要な事項）

第三条 この規約に定めるもののほか委託事務の処理に関し必要な事項は、甲と乙とが協議して定める。

附 則

この規約は、令和二年三月十九日から施行する。

◎岡山県告示第百八十一号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項及び第八条第一項の規定により申請のあった特定施設の設置及び構造等の変更の許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置し、及びその構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和二年三月三十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

名 称 カミヨ千々木株式会社

住 所 井原市上出部町59－5

氏 名 取締役社長 千々木弘道

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

名 称 カミヨ千々木株式会社

所在地 井原市上出部町59－5

令和2年3月31日 岡山県公報 第12181号

(3) 特定施設に関する事項

区 分		新 設		新 設		新 設		新 設		新 設	
種	類	32－ニ 有機顔料又は合成染料 の製造業の用に供する 廃ガス洗浄施設（①）		32－ニ 有機顔料又は合成染料 の製造業の用に供する 廃ガス洗浄施設（②）		32－ニ 有機顔料又は合成染料 の製造業の用に供する 廃ガス洗浄施設（④）		32－ニ 有機顔料又は合成染料 の製造業の用に供する 廃ガス洗浄施設（⑤）		32－ニ 有機顔料又は合成染料 の製造業の用に供する 廃ガス洗浄施設（⑥）	
能	力	400m ³ ／分		同左		同左		同左		同左	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後直ちに		同左		同左		同左		同左	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		工事着手後直ちに		同左		同左		同左		同左	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		工事完成後直ちに		同左		同左		同左		同左	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		1ヶ月に2回程度稼働 連続9時間		1ヶ月に2回程度稼働 連続8時間		同左		同左		同左	
使用時において 当該特定施設から 排出される汚水等の 汚染状態の通常 の値及び最大の 値並びに当該汚水 等の通常 の量及び最大の 量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量（m ³ ／日）	11	14	43	54	7	8	6	8	34	43
	p H	7～9	7～9	同左		同左		同左		同左	
	B O D（mg／L）	2	3	1	2	300	375	80	100	2	3
	C O D（mg／L）	2	3	1	2	3,600	4,500	610	763	13	17
	S S（mg／L）	2	3	1	2	540	675	110	138	1	2
	油 分（mg／L）	2	3	1	2	2	3	1	2	1	2
	T－N（mg／L）	3	4	3	4	11	14	4	5	1	2
	T－P（mg／L）	0.04	0.05	0.02	0.03	2	3	1	2	0.07	0.08

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の号番号及び名称とする。

令和2年3月31日 岡山県公報 第12181号

区 分		新 設		新 設		新 設		新 設		新 設	
種 類	能 力	32－ニ 有機顔料又は合成染料 の製造業の用に供する 廃ガス洗浄施設（⑦）		32－ニ 有機顔料又は合成染料 の製造業の用に供する 廃ガス洗浄施設（⑧）		32－ニ 有機顔料又は合成染料 の製造業の用に供する 廃ガス洗浄施設（⑨）		32－ニ 有機顔料又は合成染料 の製造業の用に供する 廃ガス洗浄施設（⑩）		32－ニ 有機顔料又は合成染料 の製造業の用に供する 廃ガス洗浄施設（⑪）	
	工 事 着 手 予 定 年 月 日	400m ³ ／分		同左		同左		38kg／日 （硫化水素処理）		同左	
	工 事 完 成 予 定 年 月 日	許可後直ちに		同左		同左		同左		同左	
	工 事 開 始 予 定 年 月 日	工事着手後直ちに		同左		同左		同左		同左	
	使 用 開 始 予 定 年 月 日	工事完成後直ちに		同左		同左		同左		同左	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		2ヶ月に1回程度稼働 連続8時間		2ヶ月に1回程度稼働 連続9時間		2ヶ月に1回程度稼働 連続8時間		2ヶ月に1回程度稼働 連続5時間		同左	
使用時において 当該特定施設から 排出される汚水等 の汚染状態の通常 の値及び最大の値 並びに当該汚水等 の通常量及び最大 の量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量（m ³ ／日）	7	8	6	8	34	42	3.7	4.7	3.7	4.7
	p H	7～9	7～9	同左		同左		10～13	10～13	同左	
	B O D（mg／L）	30	38	18	23	2	3	3,500	4,375	2,625	3,281
	C O D（mg／L）	38	48	29	37	13	17	7,160	8,950	5,370	6,712
	S S（mg／L）	24	30	10	13	1	2	16	20	12	15
	油 分（mg／L）	2	3	0.5	0.7	1	2	226	283	169	211
	T－N（mg／L）	6	8	3	5	1	2	56	70	42	53
	T－P（mg／L）	0.16	0.20	0.12	0.15	0.07	0.08	13	16	9	11

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。

令和2年3月31日 岡山県公報 第12181号

区 分		新 設		新 設		新 設		新 設	
種	類	32－ニ 有機顔料又は合成染料 の製造業の用に供する 廃ガス洗浄施設（⑫）		32－ニ 有機顔料又は合成染料 の製造業の用に供する 廃ガス洗浄施設（⑬）		32－ニ 有機顔料又は合成染料 の製造業の用に供する 廃ガス洗浄施設（⑭）		32－ニ 有機顔料又は合成染料 の製造業の用に供する 廃ガス洗浄施設（⑮）	
能	力	38kg／日 （硫化水素処理）		同左		同左		8 kg／日	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後直ちに		同左		同左		同左	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		工事着手後直ちに		同左		同左		同左	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		工事完成後直ちに		同左		同左		同左	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		2ヶ月に1回程度稼働 連続5時間		同左		2ヶ月に1回程度稼働 間欠8時間		同左	
使用時において 当該特定施設から 排出される汚水等 の汚染状態の通常 の値及び最大の値 並びに当該汚水等 の通常量及び最大 の量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量（m ³ ／日）	3.7	4.7	3.7	4.7	0.3	0.3	0.3	0.3
	p H	10～13	10～13	同左		同左		同左	
	B O D（mg／L）	3,325	4,156	2,493	3,117	3,500	4,375	37	47
	C O D（mg／L）	6,802	8,502	5,101	6,376	7,160	8,950	1,960	2,450
	S S（mg／L）	15	19	11	14	16	20	3,700	4,625
	油 分（mg／L）	214	268	160	200	226	283	6	7
	T－N（mg／L）	53	67	40	50	56	70	54	68
	T－P（mg／L）	12	16	9	11	13	16	10	13

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。

令和2年3月31日 岡山県公報 第12181号

区 分		変 更 前		変 更 後		廃 止		廃 止	
種	類	32－ハ 有機顔料又は合成染料 の製造業の用に供する 遠心分離機（③）		同左		32－イ・ロ 有機顔料又は合成染料 の製造業の用に供する ろ過・水洗施設		32－ニ 有機顔料又は合成染料 の製造業の用に供する 廃ガス洗浄施設	
能	力	150kg／日		同左		130kg／日		400m ³ ／日	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		－		許可後直ちに		－		－	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		－		工事着手後直ちに		－		－	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		－		工事完成后直ちに		－		－	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		間欠3時間		2ヶ月に1回程度稼働 間欠3時間		連続6時間		連続8時間	
使用時において 当該特定施設から 排出される汚水等 の汚染状態の通常 の値及び最大の値 並びに当該汚水等 の通常量及び最大 の量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量（m ³ ／日）	0.98	1	2.7	3.4	20.4	22.5	115	215
	p H	12.9	12.9	12.2 ～13.2	12.2 ～13.2	12.9	12.9	6.6～7.3	6.6～7.3
	B O D（mg／L）	8,000	10,100	300	420	8,000	10,100	6.9	15.2
	C O D（mg／L）	－	－	129	177	－	－	－	－
	S S（mg／L）	234.4	320	3	4	234.4	320	11.35	15.00
	油 分（mg／L）	76.27	80	110	137	76.27	80	9.25	11.00
	T－N（mg／L）	－	－	0.3	0.4	－	－	－	－
	T－P（mg／L）	－	－	0.01	0.02	－	－	－	－

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。

令和2年3月31日 岡山県公報 第12181号

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

区 分		変 更 前				変 更 後			
工 場 又 は 事 業 場 に お け る 施 設 番 号		オゾン処理施設				同左			
種 類 及 び 型 式		凝集沈殿オゾン酸化処理施設				同左			
構 造		S U S 316コンクリート				同左			
主 要 寸 法		W21.00m × L 39.80m				同左			
能 力		450m ³ ／日				同左			
処 理 の 方 法		凝集沈殿オゾン酸化処理				同左			
工 事 着 手 予 定 年 月 日		－				許可後直ちに			
工 事 完 成 予 定 年 月 日		－				工事着手後直ちに			
使 用 開 始 予 定 年 月 日		－				工事完成後直ちに			
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続1～8時間				同左			
使用時における当該汚水等の処理施設及びその汚水等の汚染状態並びに当該汚水等の通常量及び最大の量の欄中数値が上段及び下段に分かれているものについては、上段は工程排水、下段は雑排水を示す。	区 分	処 理 前		処 理 後		処 理 前		処 理 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ ／日)	25 275	30 275	25 370	30 370	20.5	274.2	34.5	291.7
	p H	12.9 9.5～10.2	12.9 9.5～10.2	6.8～7.4 6.5～7.2	6.8～7.4 6.5～7.2	7～12	7～12	7～8.6	7～8.6
	B O D (mg／L)	8,000 700	10,100 1,210	54 7.5	125 15.2	91	293	4.8	60
	C O D (mg／L)	－	－	－	－	693	1,335	5.8	60
	S S (mg／L)	234.4 37	320 73	16.3 7.3	20 10.6	918	1,181	1	26
	油 分 (mg／L)	76.27 23	80 45	0.88 1.6	12 3.4	6	21	1	5.0
	T－N (mg／L)	－ －	－ －	－ －	－ －	18	23	1.65	6.0
	T－P (mg／L)	－	－	－	－	4	5	0.06	0.2
	大腸菌群数 (個／cm ³)	－	－	－	－	無数	無数	<3,000	<3,000

備考 使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量の欄中数値が上段及び下段に分かれているものについては、上段は工程排水、下段は雑排水を示す。

令和2年3月31日 岡山県公報 第12181号

(5) 排水口に関する事項

排 水 口 番 号	N o . 1				N o . 2				N o . 3			
区 分	変 更 前		変 更 後		変 更 前		変 更 後		変 更 前		変 更 後	
	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
水 量 (m ³ ／日)	234	413	7.2	61.2	1	2	0	0	300	400	44.8	387
p H	6.6	6.6	7.3～7.5	7.3～7.5	7.3～8.6	7.3～8.6	—	—	6.5～6.8	6.5～6.8	7.0～8.6	7.0～8.6
B O D (mg／L)	8.2	25	1	2	12	23	—	—	7.5	15.2	4.8	60
C O D (mg／L)	6.8	32.5	1	2	11.5	28	—	—	4.5	18.2	5.8	60
S S (mg／L)	9.2	18	1	2	8	16.7	—	—	7.3	10.6	1	26
油 分 (mg／L)	12.6	15	1	2	10.3	22	—	—	1.6	3.4	1	5
T－N (mg／L)	—	—	3	4	—	—	同左		同左		1.65	6
T－P (mg／L)	—	—	0.02	0.03	—	—					0.06	0.2
大腸菌群数 (個／cm ³)	—	—	同左		同左						3,000以下	3,000

備考 表に掲げるもののほか、雨水排水口No. 6～40を新設する。

令和2年3月31日 岡山県公報 第12181号

排水口番号	No. 4		No. 5	
区分	新設		新設	
	通常	最大	通常	最大
水量 (m ³ /日)	33.6	420	1.5	15
pH	7.1～7.3	7.1～7.3	同左	
BOD (mg/L)	1	2		
COD (mg/L)	1	2		
SS (mg/L)	1	2		
油分 (mg/L)	1	2		
T-N (mg/L)	1	2		
T-P (mg/L)	0.02	0.03		
大腸菌群数 (個/cm ³)	—	—		

備考 表に掲げるもののほか、雨水排水口No. 6～40を新設する。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期 間 令和2年3月31日から同年4月21日まで
- (2) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び井原市役所

令和2年3月31日 岡山県公報 第12181号

◎岡山県告示第百八十二号

医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の四第一項の規定により、岡山県保健医療計画（平成三十年岡山県告示第百七十二号）の一部として岡山県外来医療に係る医療提供体制計画を定め、令和二年四月一日から施行する。

その計画の概要は次のとおりであり、その計画書は岡山県保健福祉部医療推進課及び県内の各県保健所に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和二年三月三十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県外来医療に係る医療提供体制計画の概要

一 計画策定の趣旨

国は、地域的外来医療機能の偏在・不足等の課題に対応するため、平成三十年に医療法等の一部を改正し、外来医師偏在指標を示した上で、外来医療機能に係る医療提供体制に関する事項を含む計画の策定を都道府県に義務付けた。

このため、現状の外来医療提供体制を可視化するとともに、地域の救急医療提供体制の構築や医療設備・機器の共同利用等の推進を促すことにより、二次保健医療圏の医療提供体制の整備を図ることを目的に、岡山県外来医療に係る医療提供体制計画を策定した。

二 計画の期間

令和二年度から令和五年度までの四年間とする。ただし、計画期間内であっても、保健医療の動向、社会・経済情勢の変化、制度改革等に対応するため、必要に応じて検討を行い、計画を見直すこととする。

三 計画の概要

1 外来医療の現状

(1) 外来医師偏在指標に基づき、二次保健医療圏ごとに、次のとおり設定する。

ア 外来医師多数区域

県南東部保健医療圏、県南西部保健医療圏、高梁・新見保健医療圏及び津山・英田保健医療圏

イ 外来医師多数区域以外の区域

真庭保健医療圏

(2) 外来医療提供体制の現状

2 新規開業者に求める事項

(1) 外来医師多数区域

開業の届出の際に、次の外来医療機能を行うことに合意する旨の記載を求める。

(2)

在宅医療（在宅患者訪問診療）、初期救急医療（夜間・休日診療）、公衆衛生（学校医、産業医、予防接種及び乳幼児健診）、その他（介護保険認定審査）
外来医師多数区域以外の区域

開業の届出の際に、次の外来医療機能を行うことを求める（ただし、届出の際の記載は不要とする。）。

初期救急医療（夜間・休日診療）、公衆衛生（眼科・耳鼻科学校医）

3 医療機器の効率的な活用

(1) 医療機器の設置状況

各二次保健医療圏におけるCT、MRI、PET、マンモグラフィ及び放射

線治療（体外照射）の保有台数等

(2) 医療機器の共同利用の方針

各二次保健医療圏ごとに、次のとおり定める。

ア 県南東部保健医療圏 CT、MRI、PET、マンモグラフィ及び放射

線治療（体外照射）を導入予定の医療機関又は導入済の医療機関で共同利用を希望する医療機関がある場合は、地域医療構想調整会議で協議を行う。

イ 県南西部保健医療圏 CT、MRI、PET、マンモグラフィ及び放射

線治療（体外照射）の共同利用が進むよう、地域医療構想調整会議で協議を行う。

ウ 高梁・新見保健医療圏 CT、MRI、マンモグラフィ及び放射線治療（体外照射）を導入予定の医療機関又は導入済の医療機関で共同利用を希望する医療機関がある場合は、地域医療構想調整会議で協議を行う。

エ 真庭保健医療圏 CT、MRI及びマンモグラフィの共同利用を希望する場合並びにCT、MRI及びマンモグラフィを導入済で共同利用が可能な医療機関がある場合は、地域医療構想調整会議で協議を行う。なお、新たに購入する機器の共同利用を行わない場合は、その理由を確認する。

オ 津山・英田保健医療圏 医療機器の新規導入等により設置状況に異動が生じる場合は、必要に応じて地域医療構想調整会議で協議及び調整を行う。

令和2年3月31日 岡山県公報 第12181号

◎岡山県告示第百八十三号

医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の四第一項の規定により、岡山県保健医療計画（平成三十年岡山県告示第百七十二号）の一部として岡山県医師確保計画を定め、令和二年四月一日から施行する。

その計画の概要は次のとおりであり、その計画書は岡山県保健福祉部医療推進課及び県内の各県保健所に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和二年三月三十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県医師確保計画の概要

一 計画策定の趣旨

国は、医師偏在対策を進めるため、平成三十年に医療法等の一部を改正し、医師偏在指標を示した上で、医師の確保数の目標及び対策を含む計画の策定を都道府県に義務付けた。

このため、地域の医療ニーズを踏まえて、医師確保対策を主体的かつ実効的に実施することにより医師の偏在を解消し、二次保健医療圏の医療提供体制の整備を図ることを目的に、岡山県医師確保計画を策定した。

二 計画の期間

令和二年度から令和五年度までの四年間とする。

三 計画の概要

1 医師少数区域及び医師多数区域の設定

医師偏在指標に基づき、二次保健医療圏ごとに、次のとおり設定する。

医師少数区域 高梁・新見保健医療圏、真庭保健医療圏

医師多数区域 県南東部保健医療圏、県南西部保健医療圏

2 目標医師数

医師少数区域について、令和五年度末の目標医師数を次のとおり定める。

高梁・新見保健医療圏 九十三人

真庭保健医療圏 七十八人

3 目標達成に向けた施策

(1) 大学等と連携した医師の確保・育成

地域枠卒業医師の養成、地域医療人材育成講座（寄附講座）の設置等

- (2) へき地医療を支える医師の確保
自治医科大学卒業医師の派遣等
- (3) 地域医療支援センターを中心とした医師確保対策
地域枠卒業医師の配置、地域医療のニーズ分析、病院調査による実態把握等
キャリア形成プログラムの運用
- (4) 地域枠卒業医師及び自治医科大学卒業医師のキャリア支援等
医療対策協議会における協議
- (5) 医師確保に必要な事項の協議等
- (6) 女性医師が働き続けやすい環境の整備
女性医師の離職防止と再就業の促進等
- (7) 医療従事者の勤務環境の改善
医療勤務環境改善支援センターによる医療機関からの相談対応、助言等
- 4 産科及び小児科における医師確保計画
産科及び小児科において、それぞれの医師偏在指標に基づき相対的医師少数区域を設定するとともに、医師確保の方針を定め、目標達成に向けた施策を実施する。

令和2年3月31日 岡山県公報 第12181号

◎岡山県告示第百八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

令和二年三月三十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 解除予定保安林の所在場所

倉敷市児島由加字児之池三〇九五の九、字磨三一二七の二、三一二七の三

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

令和2年3月31日 岡山県公報 第12181号

◎岡山県告示第百八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

令和二年三月三十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 解除予定保安林の所在場所

倉敷市児島由加字児之池三〇九五の二五、三〇九五の二六、字磨三一二七の四から三一二七の六まで

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

令和2年3月31日 岡山県公報 第12181号

◎岡山県告示第百八十六号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定により、次のとおり事業を認定した。

令和二年三月三十一日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 起業者の名称

岡山市

二 事業の種類

岡山市立上道公民館及び岡山市上道地域センター整備事業

三 起業地

1 収用の部分 岡山県岡山市東区東平島字浮尻及び字新堀地内

2 使用の部分 なし

四 事業の認定をした理由

1 法第二十条第一号の要件への適合性について

岡山市立上道公民館及び岡山市上道地域センター整備事業（以下「本件事業」という。）は、法第三条第二十二号に掲げる「社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）による公民館」及び法第三条第三十一号に掲げる「地方公共団体が設置する庁舎」に該当する施設を整備する事業であるため、法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。

2 法第二十条第二号の要件への適合性について

本件事業の起業者である岡山市（以下「本件起業者」という。）は、本件事業を岡山市第六次総合計画等に位置付けられた事業として実施するものであり、また、本件事業に要する経費について財源措置を講じていることから、本件事業を遂行するための充分な意思と能力を有していると認められるため、法第二十条第二号の要件を充足すると判断される。

3 法第二十条第三号の要件への適合性について

（1） 本件事業の施行により得られる利益については、老朽化し危険な状況にあるとともに地域全体から見たときのアクセスが悪い岡山市立上道公民館（以下「公民館」という。）及び岡山市東区役所上道地域センター（以下「地域センター」といい、公民館と地域センターを併せて以下「両施設」という。）を地域全体から

見たときのアクセスがよい場所に移転し、目標耐震性能を満たした施設に建て替えること、また、防災拠点施設である地域センターと避難所である公民館との連携がスムーズになるよう両施設を複合化して建て替えることから、市民の安全・安心の確保及び利便性の向上に相当の寄与が見込まれる。

また、本件事業の計画においては、①事業費が低廉であること、②利用者の利便性が高いこと、③自然環境・生活環境に与える影響が小さいこと、④主要道路へのアクセスに優れ、生活関連施設や商店にも近いことを条件として複数の候補地について検討を行った結果、最適となる案を採用している。

(2) 本件事業の施行により失われる利益については、本件事業が環境影響評価法(平成九年法律第八十一号)等による環境影響評価の対象事業となっていないこと、本件事業に係る土地には、保護のための特別の措置を講ずべき重要な動植物及び周知の埋蔵文化財包蔵地が見受けられないこと並びに本件事業の実施に当たっては、専門部署の助言を受け、環境の保全に配慮した工事を行うこととしていることから、軽微なものと考えられる。

(3) (1)で述べた得られる利益と(2)で述べた失われる利益とを比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる利益が失われる利益に優越すると認められることから、本件事業は法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。

4 法第二十条第四号の要件への適合性について

本件事業については、地域住民から、その早期完成を強く要望されていること、また、耐震性能が著しく低く、構造上危険な両施設を建て替えるものであることから、早急に施行されるべき事業であると認められる。また、収用の範囲は全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用の範囲についても合理的であると認められる。したがって、本件事業は法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

5 結論

1から4までに述べたように、本件事業は、法第二十条各号の要件を充足すると判断される。

以上により、本件事業について、法第二十条の規定により事業の認定をしたものである。

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

岡山市東区役所(総務・地域振興課)

令和2年3月31日 岡山県公報 第12181号

◎岡山県告示第百八十七号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定により、次のとおり事業を認定した。

令和二年三月三十一日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 起業者の名称

学校法人 作陽学園

二 事業の種類

岡山県作陽高等学校移転整備事業並びにこれに伴う市道及び農業用水路付替工事

三 起業地

1 収用の部分 岡山県倉敷市玉島八島 字西六畝割、字東六畝割、字大鳴、字牛鋤崎、字玉渕、字東三丁目、字石垣添 地内

2 使用の部分 なし

四 事業の認定をした理由

1 法第二十条第一号の要件への適合性について

岡山県作陽高等学校移転整備事業並びにこれに伴う市道及び農業用水路付替工事（以下「本件事業」という。）は、法第三条第二十一号に掲げる「学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校」に該当する高等学校を整備する事業であるため、法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。

また、市道の付替工事は法第三条第一号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当し、農業用水路の付替工事は法第三条第五号に掲げる農業用水路に関する事業に該当するため、法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。

2 法第二十条第二号の要件への適合性について

津山市に所在する岡山県作陽高等学校は、昭和三十八年に岡山県作陽女子高等学校から名称変更をし、運営を行っている。同校を設置している学校法人作陽学園は、倉敷市においてくらしき作陽大学、作陽音楽短期大学及びくらしき作陽大学附属認定こども園も設置して運営を行っている。

同法人は、本件事業に要する経費について財源措置を講じていることから、本件事業を遂行するための意思と能力を有していると認められるため、法第二十条第二号の要件を充足すると判断される。

3 法第二十条第三号の要件への適合性について

(1) 本件事業の施行により得られる利益については、岡山県作陽高等学校を津山市から大学等がある倉敷市玉島長尾地区の近隣の同市玉島八島地区に移設することにより、学校法人一体となった特色ある良質な教育を行えることが見込まれる。

また、本件事業の計画においては、①くらしき作陽大学から近く、交通の便のよい土地であること、②学校用地に適した面積であること、③周辺農地に影響がないことを条件として複数の候補地について検討を行った結果、最適となる案を採用している。

(2) 本件事業の施行により失われる利益については、本件事業が環境影響評価法(平成九年法律第八十一号)等による環境影響評価の対象事業となっていないこと並びに起業地及び起業地周辺の土地利用状況から保護のため特別の処置を講ずべき動植物、文化財等が見受けられないことから、本件事業の施行により失われる利益は軽微なものと考えられる。

また、本件事業は令和五年四月一日から県北の津山市から県南の倉敷市に全面移転するものであるが、令和三年以降の受験者に必要な説明を行うとともに、現在のような寮は建設しないものの、賃貸建物を借り上げて生徒の寮として貸与する計画としているなど、失われる利益は軽微なものと考えられる。

(3) (1)で述べた得られる利益と(2)で述べた失われる利益とを比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる利益が失われる利益に優越すると認められることから、本件事業は法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。

4 法第二十条第四号の要件への適合性について

本件事業については、学校法人が移転を計画しているものであり、計画どおりの時期に移転することが予定されている。

今後、移転に係る学校教育法の認可や校舎等の変更届も適切に行われる見込みとなっているほか、事業を実現するための農地法、都市計画法等の許可も得られる見込みであり、また、収用の範囲は全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用の範囲についても合理的であると認められる。したがって、本件事業は、法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

5 結論

1から4までに述べたように、本件事業は、法第二十条各号の要件を充足すると

判断される。

以上により、本件事業について、法第二十条の規定により事業の認定をしたものである。

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

倉敷市役所建設局都市計画部都市計画課及び倉敷市玉島支所建設課

令和2年3月31日 岡山県公報 第12181号

◎岡山県告示第百八十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和二年三月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線 名 東安倉鴨方線
- 三 道路の区域

区 域		新旧別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
浅口市鴨方町六条院東字宮之前一六六一番地先から 浅口市鴨方町六条院東字原田二六一九番一地先まで		新	一二・六〇 四九・八	一三九八・四
浅口市鴨方町六条院東字宮之前一六六一番地先から 浅口市鴨方町六条院中字西濁田三九五四番一地先まで		旧	四・八〇 一八・〇	一四六五・〇
浅口市鴨方町六条院東字宮之前一六六一番地先から 浅口市鴨方町六条院東字原田二六一九番一地先まで		旧	一二・六〇 四九・八	一三九八・四

令和2年3月31日 岡山県公報 第12181号

一 道路の種類 県道
二 路線名 和気笹目作東線
三 道路の区域

区 域		新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
和気郡和気町日笠上字大谷一八六一番三 地先から 備前市吉永町笹目字大師谷五六番二地先 を経て 備前市吉永町笹目字成林七九番一地先ま で	旧	新	一三・〇 六七・〇	四九五・〇
	五・〇 四四・〇			
	一三・〇 六七・〇			

一 道路の種類 県道
二 路線名 芳井油木線
三 道路の区域

令和2年3月31日 岡山県公報 第12181号

区	域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
井原市芳井町川相字大道ノ上一六七番一 地先から 井原市芳井町川相字大道ノ下九五番一 先を経て 井原市芳井町川相字大道ノ上二六五番二 地先まで		新	一〇・八 六〇・七	三〇七・二
井原市芳井町川相字大道ノ上一六七番一 地先から 井原市芳井町川相字大道ノ上二六五番二 地先まで		旧	六・〇 二一・五	三三七・七
井原市芳井町川相字大道ノ上一六七番一 地先から 井原市芳井町川相字大道ノ下九五番一 先を経て 井原市芳井町川相字大道ノ上二六五番二 地先まで		旧	一〇・八 六〇・七	三〇七・二

令和2年3月31日 岡山県公報 第12181号

◎岡山県告示第百八十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、令和二年四月一日から施行する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和二年三月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線 名 倉敷総社線
- 三 道路の区域

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
倉敷市浅原字木舟一九七四番一地先から 倉敷市浅原字向山一六五四番二地先を 経て 倉敷市浅原字峠一七〇九番一地先まで	新	一六・〇〇 九二・〇	一四六四・六
倉敷市浅原字木舟一九七四番一地先から 倉敷市浅原字峠一七〇九番一地先まで	旧	三・一〇 二〇・三	一五〇三・八
倉敷市浅原字木舟一九七四番一地先から 倉敷市浅原字向山一六五四番二地先を 経て 倉敷市浅原字峠一七〇九番一地先まで	旧	一六・〇〇 九二・〇	一四六四・六

令和2年3月31日 岡山県公報 第12181号

◎岡山県告示第百九十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和二年三月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類	道路の路線名	区間	供用開始年月日
一般国道	三三三号	真庭市蒜山下長田字竹花二〇五〇番五地先から 真庭市蒜山下長田字原下河原一八〇六番二地先を経て 真庭市蒜山下長田字稗原九五四番一地先まで	令和二年三月三十一日

令和2年3月31日 岡山県公報 第12181号

◎岡山県告示第百九十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、高梁都市計画下水道事業高梁公共下水道の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和二年三月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

高梁市	施行者の 名 称		
高梁都市計画下水道 事業 高梁公共下水道	事業の種類及び名称		
昭和五十七年三月七日 から 令和八年三月三十一日 まで	事業施行期間		
収用の部分 変更なし 使用の部分 なし	事業 地		

令和2年3月31日 岡山県公報 第12181号

◎岡山県告示第百九十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、美作都市計画下水道事業美作市公共下水道の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和二年三月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

施行者の 名 称	事業の種類及び名称	事業施行期間	事業 業 地
美作市	美作都市計画下水道 事業 美作市公共下水道	昭和五十三年三月七日 から 令和八年三月三十一日 まで	収用の部分 変更なし 使用の部分 なし

令和2年3月31日 岡山県公報 第12181号

◎岡山県告示第百九十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の三十五の八第二項の規定により、構造計算適合性判定を委任した指定構造計算適合性判定機関から次のとおり変更の届出があった。

令和二年三月三十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 指定構造計算適合性判定機関の名称
株式会社東京建築検査機構

二 変更の内容

構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更（追加）

T B T C 中国構造センター…広島県広島市中区銀山町三番一号

T B T C 九州構造センター…福岡県福岡市博多区博多駅前二丁目一七番一五号

三 変更の年月日

令和二年四月一日

令和2年3月31日 岡山県公報 第12181号

〔一一九〕国土交通省中国地方整備局中国技術事務所長から令和元年十一月二十二日付け公布岡山県公告（公共測量の実施）において公示した公共測量の測量期間を次のとおり変更した旨の通知があった。

令和二年三月三十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

変更前

令和元年十一月十一日から令和二年三月三十一日まで

変更後

令和元年十一月十一日から令和二年五月二十九日まで

令和2年3月31日 岡山県公報 第12181号

〔一二〇〕建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面については、岡山県備中県民局建設部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和二年三月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

番 号	指 定 年 月 日	道 路 の 位 置	道路の幅員 （メートル）	道路の延長 （メートル）
岡山県指令備中局 建第二〇四二号	令和二年三月二十 四日	岡山県井原市木之子町字中土井ケ市 二八六五番三	四・九九ゝ 五・〇二	二九・〇八

令和2年3月31日 岡山県公報 第12181号

〔一二一〕建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面については、岡山県美作県民局建設部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和二年三月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県指令美作局 建第六〇二〇号 令和二年三月二十 四日			番 指 定 年 月 日 号	道 路 の 位 置	道路の幅員 （メートル）	道路の延長 （メートル）
真庭市中字常光寺四〇九番四					四・〇〇	一七・一〇
					四・〇〇	六・六〇
					四・〇〇	五・三三

令和2年3月31日 岡山県公報 第12181号

〔一二二〕建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第九条第一項の規定により、二級建築士の免許の取消しを行った。

令和二年三月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 免許の取消しをした年月日

令和二年三月二十四日

二 免許の取消しを受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号

福本 浩治 二級建築士 第七八六二号

三 免許の取消しの理由

相続人から、当該二級建築士が死亡した旨の届出があったため

令和2年3月31日 岡山県公報 第12181号

〔一二三〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和二年三月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

都窪郡早島町前潟字四ノ割二八五―四

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市茶屋町三三七―一パークタウン茶屋町M二三五号室

鵜飼 祐樹

三 許可番号

岡山県指令建指第二七七号

令和2年3月31日 岡山県公報 第12181号

◎岡山県企業管理規程第八号

岡山県企業局事務処理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和二年三月三十一日

岡山県公営企業管理者 佐藤 一雄

岡山県企業局事務処理規程の一部を改正する規程

岡山県企業局事務処理規程（昭和四十八年岡山県企業管理規程第六号）の一部を次のように改正する。

別表第一(1)3の項8中「非常勤職員」を「短時間勤務会計年度任用職員及び非常勤職員」に改め、同項9中「臨時職員」を「会計年度任用職員」に、「賃金」を「給与」に改める。

附 則

この規程は、令和二年四月一日から施行する。

◎岡山県人事委員会規則第七号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年三月三十一日

岡山県人事委員会委員長 秋 山 義 信

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和四十九年岡山県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一イの表知事部局の項中

政策推進監

を

局長

に、

政策推進監

消防学校

教頭

五級

を

消防学校

教頭

六級

に、

副館長

六級

を

副館長

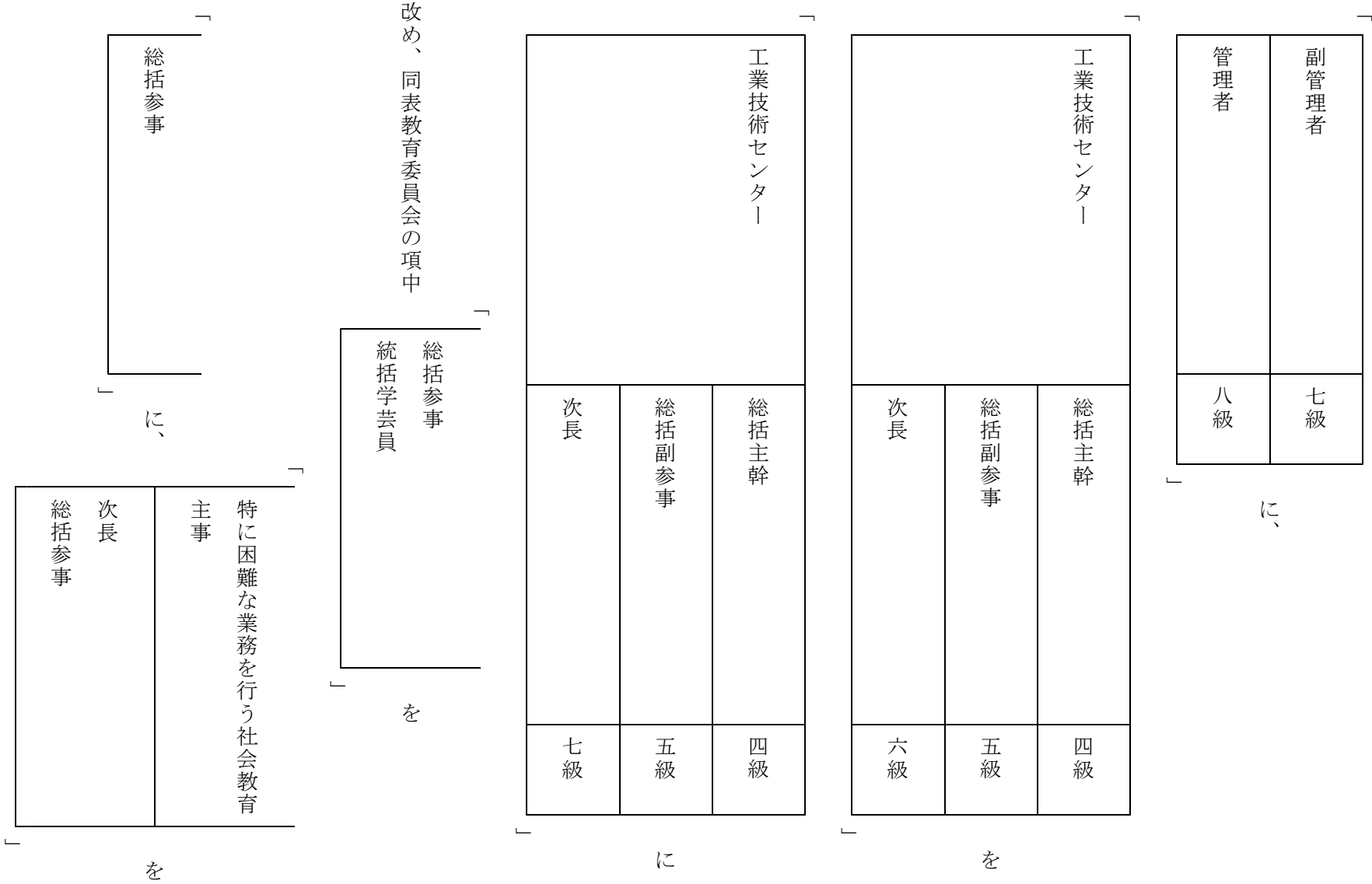
五級

に、

副館長

七級

を



令和2年3月31日 岡山県公報 第12181号

課長 課長補佐	センター長	所長補佐	主任主事 主任技師	主任主事 主任技師 知識又は経験を必要とする業務を行う少年補導員	少年補導員	主事 特に困難な業務を行う社会教育	次長
	を	を	二級	二級	一級		
課長 校長補佐 困難な業務を行う係長	センター長 専門職	所長補佐 困難な業務を行う係長	に、	を		に改め、同表警察の項中	

令和2年3月31日 岡山県公報 第12181号

める。

附 則
この規則は、令和二年四月一日から施行する。

課長 課長補佐	困難な業務を行う課長 困難な業務を行う課長補佐	副署長
------------	----------------------------	-----

を

困難な業務を行う課長 困難な業務を行う課長補佐	理事官
----------------------------	-----

を

課長 署長補佐	困難な業務を行う課長 困難な業務を行う署長補佐 専門職	副署長
------------	-----------------------------------	-----

に改

困難な業務を行う課長 困難な業務を行う校長補佐 専門職	理事官
-----------------------------------	-----

に、

◎岡山県人事委員会規則第八号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年三月三十一日

岡山県人事委員会委員長 秋 山 義 信

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和二十九年岡山県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

別表第一知事部局の項中

局長（行政職給料表の九級の職に限る。） 知事室長	部次長
-----------------------------	-----

を

知事室長	局長 部次長
------	-----------

に、

消防学校	校長	六種
------	----	----

を

消防学校		校長	六種
教頭			八種

に、

副館長	八種
-----	----

を

令和2年3月31日 岡山県公報 第12181号

成徳学校		副管理者		副館長		男女共同参画推進センター		男女共同参画推進センター		館長					
校長		管理者				所長		所長							
		六種		五種		六種		六種		六種					
六種		三種										六種			
を		に、		を		に、		を		に、					

令和2年3月31日 岡山県公報 第12181号

農林水産総合センター 生物科学研究所		副所長	八種
農林水産総合センター 生物科学研究所		所長	六種

に、

農林水産総合センター 生物科学研究所		副所長	八種
農林水産総合センター 生物科学研究所		所長	六種

を

総括研究員	次長	所長
八種	六種	三種

に、

総括研究員	次長	次長（研究職給料表の五級の職に限る。）
八種	六種	六種

を

園	健康の森学園	成徳学校校長
六種	六種	六種

に、

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

附 則

生涯学習センター	次長	八種
----------	----	----

に改める。

生涯学習センター	次長 総括参事	八種
----------	------------	----

を

総括参事 統括学芸員

を

総括参事

に、

校長	副校長
五種	八種

に改め、同表教育委員会の項中

校長	副校長
六種	八種

を

◎岡山県人事委員会規則第九号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年三月三十一日

岡山県人事委員会委員長 秋 山 義 信

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年岡山県人事委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

別表知事部局の部本庁の項中「、人事班、評価班」を「、法制班、人事班、評価班」に、「秘書課、政策推進課、行政改革推進室」を「政策推進課、行政改革推進室」に、「並びに総務班、法制班及び給与班」を「及び総務班」に改め、「、職員厚生班に属する者で労働安全衛生業務の企画立案の事務を行うもの」を削り、「人事班、行政改革推進室」を「人事班、評価班、行政改革推進室」に、「総括主任（総務班）」を「総括主任（総務班及び給与班）」に、「人事の事務を行うもの」を「人事の事務を行うもの、職員厚生班に属する者で労働安全衛生業務の企画立案の事務を行うもの」に改め、同部出先機関の項中「総務班」を「総務課及び地域総務課」に、

記録資料館

副館長

を

記録資料館

館長 副館長

に、「副館長

総務課長」を「管理者 副管理者 総務課長」に、

交通事故相談所

所長

を

交通事故相談所

所長

青少年総合相談センター

所長

に、「副学園長」

を「学園長 副学園長」に、

この規則は、令和二年四月一日から施行する。	附 則	農林水産総合センター生 物科学研究所	農林水産総合センター生 物科学研究所	工業技術センター	工業技術センター
		所長 副所長	副所長	所長 次長 総務課長 総括副参事 （人事の事務を行う者に限る。）	次長 総務課長 総括副参事（人事 の事務を行う者に限る。）
		に改める。	を	に、	を

令和2年3月31日 岡山県公報 第12181号

◎岡山県人事委員会訓令第1号

人事委員会事務局

岡山県人事委員会事務局処務規程（昭和三十六年岡山県人事委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

令和二年三月三十一日

岡山県人事委員会委員長 秋 山 義 信

別表1の項11中「臨時的任用職員の雇用」を「会計年度任用職員の任免」に改め、同表3の項1中(4)を削り、(5)を(4)とし、(6)から(12)までを一ずつ繰り上げる。

附 則

この訓令は、令和二年四月一日から施行する。

◎岡山県教育委員会訓令第6号

庁 中 一 般
教 育 事 務 所
教 育 機 関
県 立 学 校

岡山県教育委員会文書保存分類表（平成八年岡山県教育委員会訓令第二号）の一部を次のように改正する。

令和二年三月三十一日

岡 山 県 教 育 委 員 会

第一表A共通の表中「2年、3年又は」及び「2年末満のものについては2年、時効期間が」を「については5年とする」を「については、5年とする」に改める。

第一表C財務の表2財務の部8物品の項中	「		「		「	
	12	備品調達関係書類	3	を	12	3
					13	5
					備品調達関係書類 木の潤い環境整備事業	
					に改	

め、同表3給与管理の部1給与の項中「77」を「永7」に改め、同表中「2年、3年又は」及び「2年末満のものについては2年、時効期間が」を「2年、3年又は」及び「2年末満のものについては2年、時効期間が」に改める。

いては5年とする」を「については、5年とする」に改める。

第一表E高校教育の表1総括の部1総括の項中「金銭教育」を「金融・金銭教育」に改め、	「		「		「	
	13	に改め、同項中	13	を	13	を

「	「		「		「	
	13	校外行事	3	に改め、同項中	15	を
「						
「						

15	地域学	3	に改め、同部4教育課程の項中	7		を
----	-----	---	----------------	---	--	---

7	学習評価の改訂	10	に改め、同部中	「 進路指導 1 進路指導総括	を
---	---------	----	---------	--------------------------	---

キャリア教育・進路指導	1	キャリア教育・進路指導総括
-------------	---	---------------

に改め、同部中Cキャリア教育の項を削り、同表2振興の部1事業費の項中

7	高等学校産業教育設備整備費	10	に改め、同部2国庫補助の項中
8	旧岡山県教育センター解体事業費	10	

3	を	3	県立学校IT基盤整備事業費	10	に改め、同表3指導の部1国際理解教育の項中
---	---	---	---------------	----	-----------------------

8	岡山型スーパーグローバルハイスクー ル	5	に改め、同表管理の部1特色ある学校づくりの項
9	岡山版ワールド・ワイド・コンソーシ アム構築支援事業	5	
10	ベラルーシ共和国	3	

4	高等学校魅力化推進事業	5	に改める。
---	-------------	---	-------

5	地域学	3
---	-----	---

--	--	--	--

第一表F保健体育の表1総括の部3体育施設の項中

5	建設計画	1
6	財産処分	10
7	指定管理者	永

を

5		
6		
7		

に改め、同表2振興の部中

2	交付金	1	交付金総括	5
		2	学校施設環境改善交付金	5

を

2		1		
		2		

に改め、同表4学校給食の部中

7	交付金	1	交付金総括	5
		2	学校給食施設設備整備	5

を

7	全国学校給食研究協議大会	1	全国学校給食研究協議大会	5
	食研究協議大会	2		

に改め、

同表5学校体育の部に次のように加える。

8	オリンピック ク・パラリン	1	オリンピック・パラリンピック教育推進事業	5
---	------------------	---	----------------------	---

7	自殺予防教育推進事業	5	3	高等学校人権教育研究モデル推進校事業	5
---	------------	---	---	--------------------	---

1	人権学習充実拠点校事業	5
2		
3		
4		

第一表M特別支援教育の表3指導の部6入学者選抜の項中

1	入学者選抜総括	5
2	学力検査等答案	1

第二表1共通の表中「2年、3年又は」及び「2年未満のものについては2年、時効期間が」や並びに「については5年とする」や「については、5年とする」に定める。

第二表2教育事務所の表4学校支援の部8生徒指導の項中			「		
1	生徒指導総括	5	1	生徒指導総括	5

1	生徒指導総括	5
2	生徒指導教育支援員	5
3	別室指導支援員	5

推進員レベルアップ」に定める。 回頁中

「	24	生きる力応援プラン「夢探しの旅」推	5	「	24	「	「	に定める。
---	----	-------------------	---	---	----	---	---	-------

に定める。 回表5主眼を限る等の強い趣意・委託事業の真中「統括・中核コーディネーター養成」や「地域学校協働活動

進事業									
第二表11県立学校の表1総括の部1総括の項中		「		「		「		「	
		12	ふるさと岡山“学び舎”環境整備事業	5	を		12 13	ふるさと岡山“学び舎”環境整備事業 学校運営協議会	5
に改め、同表2庶務の部1総括の項中		「		「		「		に改める。	
		11	教職員業務記録票	3	を	11	教職員業務記録票		5
附 則									
この訓令は、公布の日から施行し、令和元年度以降において完結した文書から適用する。									

令和2年3月31日 岡山県公報 第12181号

◎岡山県警察告示第十八号

岡山県行政情報公開条例の施行に関する規程（平成十四年岡山県警察告示第六号）の一部を次のように改正する。

令和二年三月三十一日

岡山県警察本部長 桐 原 弘 毅

第七条第二項中「フロッピーディスク若しくはその他の電磁的記録媒体」を「光ディスク（日本産業規格X〇六〇六及びX六二八一又はX六二四一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）」に改める。
別表の四の項中「フロッピーディスク」を「光ディスク（日本産業規格X〇六〇六及びX六二八一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）」に、「二十円」を「四十円」に、「X〇六〇六及びX六二八一」を「X六二四一」に、「四十円」を「五十円」に改める。

附 則

この告示は、令和二年四月一日から施行する。

令和2年3月31日 岡山県公報 第12181号

◎岡山県警察告示第十九号

岡山県個人情報保護条例の施行に関する規程（平成十八年岡山県警察告示第十号）の一部を次のように改正する。

令和二年三月三十一日

岡山県警察本部長 桐 原 弘 毅

第十条第二項中「フロッピーディスク若しくはその他の電磁的記録媒体」を「光ディスク（日本産業規格X〇六〇六及びX六二八一又はX六二四一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）」に改める。
別表の四の項中「フロッピーディスク」を「光ディスク（日本産業規格X〇六〇六及びX六二八一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）」に、「二十円」を「四十円」に、「X〇六〇六及びX六二八一」を「X六二四一」に、「四十円」を「五十円」に改める。

附 則

この告示は、令和二年四月一日から施行する。

令和2年3月31日 岡山県公報 第12181号

◎岡山県公安委員会規則第四号

岡山県行政情報公開条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年三月三十一日

岡山県公安委員会

岡山県行政情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県行政情報公開条例施行規則（平成十四年岡山県公安委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「フロッピーディスク若しくはその他の電磁的記録媒体」を「光ディスク（日本産業規格X〇六〇六及びX六二八一又はX六二四一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）」に改める。

別表の四の項中「フロッピーディスク」を「光ディスク（日本産業規格X〇六〇六及びX六二八一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）」に、「二十円」を「四十円」に、「X〇六〇六及びX六二八一」を「X六二四一」に、「四十円」を「五十円」に改める。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

令和2年3月31日 岡山県公報 第12181号

◎岡山県公安委員会規則第五号

岡山県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年三月三十一日

岡山県公安委員会

岡山県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県個人情報保護条例施行規則（平成十八年岡山県公安委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二項中「フロッピーディスク若しくはその他の電磁的記録媒体」を「光ディスク（日本産業規格X〇六〇六及びX六二八一又はX六二四一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）」に改める。

別表の四の項中「フロッピーディスク」を「光ディスク（日本産業規格X〇六〇六及びX六二八一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）」に、「二十円」を「四十円」に、「X〇六〇六及びX六二八一」を「X六二四一」に、「四十円」を「五十円」に改める。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

◎岡山県公安委員会規則第六号

岡山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年三月三十一日

岡山県公安委員会

岡山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

岡山県道路交通法施行細則（昭和三十五年岡山県公安委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第四条の二第一項第五号イ(3)中「道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）に基づく自動車検査証の記載事項のうち車体の形状が」を削る。
別表第二の六十二の項を次のように改める。

六十二 臨港道路（岡山港高島地区）高島臨港線	岡山市中区新築港一番一八地先から岡山市中区新築港九番一地先に至る間
------------------------	-----------------------------------

別表第二に次の九十二項を加える。

六十二の二 臨港道路（岡山港高島地区）高島臨港線 二号線	岡山市中区新築港一番一八地先から岡山市中区新築港一番二一地先に至る間
六十二の三 臨港道路（岡山港高島地区）高島臨港線 三号線	岡山市中区新築港一番七地先から岡山市中区新築港一番一八地先に至る間
六十二の四 臨港道路（岡山港高島地区）高島臨港線 四号線	岡山市中区新築港六番一八地先から岡山市中区新築港一番一八地先に至る間
六十二の五 臨港道路（岡山港高島地区）高島臨港線	岡山市中区新築港六番一八地先から岡山市中区新築港一番一八地先に至る間

令和2年3月31日 岡山県公報 第12181号

山港高島地区）高島臨港 五号線	九番一地先に至る間
六十二の六 臨港道路（岡 山港高島地区）高島臨港 六号線	岡山市中区新築港九番地先から岡山市中区新築港 九番一地先に至る間
六十二の七 臨港道路（岡 山港高島地区）高島臨港 七号線	岡山市中区新築港一番一八地先から岡山市中区新 築港六番一地先に至る間
六十二の八 臨港道路（岡 山港高島地区）高島臨港 一〇号線	岡山市中区新築港一番三地先から岡山市中区新築 港一番四地先に至る間
六十二の九 臨港道路（岡 山港高島地区）高島臨港 一一号線	岡山市中区新築港六番地先から岡山市中区新築港 六番一地先に至る間
六十二の十 臨港道路（岡 山港高島地区）高島臨港 一二号線	岡山市中区新築港一番一九地先から岡山市中区新 築港一番二一地先に至る間
六十二の十一 臨港道路 （岡山港高島地区）高島 臨港一三号線	岡山市中区新築港一番地先から岡山市中区新築港 一番地先に至る間
六十二の十二 臨港道路 （岡山港高島地区）高島 臨港一四号線	岡山市中区新築港一番地先から岡山市中区新築港 一番地先に至る間

令和2年3月31日 岡山県公報 第12181号

六十二の十三 臨港道路 (岡山港高島地区) 高島 臨港一五号線	岡山市中区新築港一番一地先から岡山市中区新築港一番一地先に至る間
六十二の十四 臨港道路 (岡山港高島地区) 高島 臨港一六号線	岡山市中区新築港一番二地先から岡山市中区新築港一番二地先に至る間
六十二の十五 臨港道路 (岡山港高島地区) 高島 臨港一七号線	岡山市中区新築港一番九地先から岡山市中区新築港一番九地先に至る間
六十二の十六 臨港道路 (岡山港高島地区) 高島 臨港一八号線	岡山市中区新築港一番七地先から岡山市中区新築港一番九地先に至る間
六十二の十七 臨港道路 (岡山港高島地区) 高島 臨港一九号線	岡山市中区新築港一番七地先から岡山市中区新築港一番七地先に至る間
六十二の十八 臨港道路 (岡山港高島地区) 高島 臨港二〇号線	岡山市中区新築港一番七地先から岡山市中区新築港一番七地先に至る間
六十二の十九 臨港道路 (岡山港高島地区) 高島 臨港二一号線	岡山市中区新築港一番七地先から岡山市中区新築港一番七地先に至る間
六十二の二十 臨港道路	岡山市中区新築港一番三地先から岡山市中区新築港一番三地先に至る間

令和2年3月31日 岡山県公報 第12181号

六十二の二十七 臨港道路 (岡山港高島地区) 高島 臨港二九号線	六十二の二十一 臨港道路 (岡山港高島地区) 高島 臨港二三号線	六十二の二十三 臨港道路 (岡山港高島地区) 高島 臨港二五号線	六十二の二十四 臨港道路 (岡山港高島地区) 高島 臨港二六号線	六十二の二十五 臨港道路 (岡山港高島地区) 高島 臨港二七号線	六十二の二十六 臨港道路 (岡山港高島地区) 高島 臨港二八号線	六十二の二十七 臨港道路 (岡山港高島地区) 高島 臨港二九号線
港一番七地先に至る間	岡山市中区新築港一番三地先から岡山市中区新築港一番三地先に至る間	岡山市中区新築港一番三地先から岡山市中区新築港一番三地先に至る間	岡山市中区新築港一番三地先から岡山市中区新築港一番三地先に至る間	岡山市中区新築港六番地先から岡山市中区新築港六番地先に至る間	岡山市中区新築港六番地先から岡山市中区新築港六番地先に至る間	岡山市中区新築港六番地先から岡山市中区新築港六番地先に至る間

令和2年3月31日 岡山県公報 第12181号

六十二の三十五 臨港道路	岡山市南区築港元町一二番一五地先から岡山市南
六十二の三十四 臨港道路 (岡山港高島地区) 高島 臨港三七号線	岡山市中区新築港九番五地先から岡山市中区新築 港九番四地先に至る間
六十二の三十三 臨港道路 (岡山港高島地区) 高島 臨港三五号線	岡山市中区新築港九番四地先から岡山市中区新築 港九番五地先に至る間
六十二の三十二 臨港道路 (岡山港高島地区) 高島 臨港三四号線	岡山市中区新築港九番四地先から岡山市中区新築 港九番四地先に至る間
六十二の三十一 臨港道路 (岡山港高島地区) 高島 臨港三三号線	岡山市中区新築港九番地先から岡山市中区新築港 九番地先に至る間
六十二の三十 臨港道路 (岡山港高島地区) 高島 臨港三二号線	岡山市中区新築港六番六地先から岡山市中区新築 港六番六地先に至る間
六十二の二十九 臨港道路 (岡山港高島地区) 高島 臨港三一号線	岡山市中区新築港六番地先から岡山市中区新築港 九番一地先に至る間
六十二の二十八 臨港道路 (岡山港高島地区) 高島 臨港三〇号線	岡山市中区新築港六番地先から岡山市中区新築港 六番地先に至る間

令和2年3月31日 岡山県公報 第12181号

六十二の四十二 臨港道路 (宇野港宇野地区) 第一 突堤臨港道路	六十二の四十一 臨港道路 (宇野港宇野地区) フェ リー埠頭臨港道路	六十二の四十 臨港道路 (岡山港福島地区) 福島 臨港五号線	六十二の三十九 臨港道路 (岡山港福島地区) 福島 臨港四号線	六十二の三十八 臨港道路 (岡山港福島地区) 福島 臨港三号線	六十二の三十七 臨港道路 (岡山港福島地区) 福島 臨港二―二号線	六十二の三十六 臨港道路 (岡山港福島地区) 福島 臨港二―一号線	六十二の三十五 臨港道路 (岡山港福島地区) 福島 臨港二―一号線
玉野市築港一丁目一番三地先から玉野市築港一丁目一番四地先に至る間	玉野市築港一丁目一番一地先から玉野市築港一丁目三番二地先に至る間	岡山市南区市場一丁目一番一地先から岡山市南区市場一丁目一番一地先に至る間	岡山市南区築港元町一二番一五地先から岡山市南区市場一丁目一番一地先に至る間	岡山市南区築港元町一一番二〇地先から岡山市南区築港元町一一番二〇地先に至る間	岡山市南区築港元町一一番四七地先から岡山市南区築港元町一一番四七地先に至る間	岡山市南区築港元町一一番二〇地先から岡山市南区築港元町一一番二〇地先に至る間	区築港元町一一番四七地先に至る間

令和2年3月31日 岡山県公報 第12181号

六十二の四十三 臨港道路 (宇野港宇野地区) 宇野 港臨港道路(一)	玉野市宇野一丁目三番一地先から玉野市宇野一丁目三番一地先に至る間
六十二の四十四 臨港道路 (宇野港宇野地区) 第三 突堤臨港道路(一)	玉野市宇野一丁目三番一地先から玉野市宇野一丁目三番一地先に至る間
六十二の四十五 臨港道路 (宇野港宇野地区) 第三 突堤臨港道路(二)	玉野市宇野一丁目三番一地先から玉野市宇野一丁目三番一地先に至る間
六十二の四十六 臨港道路 (宇野港田井地区) 幹線 道路	玉野市田井六丁目四番地先から玉野市田井六丁目七番六地先に至る間
六十二の四十七 臨港道路 (宇野港田井地区) ふ頭 連絡道路(三号線)	玉野市田井六丁目二番地先から玉野市田井六丁目一番六地先に至る間
六十二の四十八 臨港道路 (宇野港日比地区) 日比 港臨港道路	イ 玉野市日比五丁目一番一二地先から玉野市日比五丁目九番七地先に至る間 ロ 玉野市日比五丁目九番七地先から玉野市日比五丁目九番七地先に至る間
六十二の四十九 臨港道路 (水島港水島地区) 高島 臨港道路	倉敷市児島塩生一九〇七番一地先から倉敷市児島塩生二七六七番二一地先に至る間

令和2年3月31日 岡山県公報 第12181号

臨港道路	六十二の五十八 臨港道路 (水島港玉島地区) 準幹 線臨港道路	倉敷市玉島乙島八二三四番二〇地先から倉敷市玉島乙島八二三四番地先に至る間
六十二の五十九 臨港道路 (水島港玉島地区) 臨港 道路No. 一	倉敷市玉島乙島一四番二地先から倉敷市玉島乙島八二五五番一五地先に至る間	
六十二の六十 臨港道路 (水島港玉島地区) 臨港 道路No. 二	倉敷市玉島乙島八二三四番二〇地先から倉敷市玉島乙島八二五五番一五地先に至る間	
六十二の六十一 臨港道路 (水島港玉島地区) 臨港 道路No. 三	倉敷市玉島乙島八二三四番二〇地先から倉敷市玉島乙島八二五五番三九地先に至る間	
六十二の六十二 臨港道路 (水島港玉島地区) 臨港 道路No. 四	倉敷市玉島乙島八二五二番八地先から倉敷市玉島乙島八二三四番二〇地先に至る間	
六十二の六十三 臨港道路 (水島港玉島地区) 臨港 道路No. 六	倉敷市玉島乙島八二五六番四二地先から倉敷市玉島乙島八二五六番七一地先に至る間	
六十二の六十四 臨港道路 (水島港玉島地区) 東側 幹線臨港道路	倉敷市玉島乙島八二五六番四二地先から倉敷市玉島乙島八二五五番地先に至る間	

令和2年3月31日 岡山県公報 第12181号

六十二の六十五 臨港道路 (水島港玉島地区) 東側 埠頭臨港道路	イ 倉敷市玉島乙島八二五五番四七地先から倉敷市玉島乙島八二五五番四七地先に至る間 ロ 倉敷市玉島乙島八二五五番地先から倉敷市玉島乙島八二五五番地先に至る間
六十二の六十六 臨港道路 (水島港玉島地区) 西側 幹線臨港道路	倉敷市玉島乙島八二五六番四二地先から倉敷市玉島乙島八二五六番四三地先に至る間
六十二の六十七 臨港道路 (水島港玉島地区) 西幹 線臨港道路	倉敷市玉島乙島八二五九番五地先から倉敷市玉島乙島八二六四番地先に至る間
六十二の六十八 臨港道路 (水島港玉島地区) 西側 埠頭臨港道路	倉敷市玉島乙島八二五六番七八地先から倉敷市玉島乙島八二五六番五四地先に至る間
六十二の六十九 臨港道路 (水島港玉島地区) 西側 補助幹線臨港道路	倉敷市玉島乙島八二五六番四三三地先から倉敷市玉島乙島八二五六番五二地先に至る間
六十二の七十 臨港道路 (水島港玉島地区) 南幹 線臨港道路	倉敷市玉島乙島八二六二番一地先から倉敷市玉島乙島八二六五番地先に至る間
六十二の七十一 臨港道路 (水島港玉島地区) 玉島 ハーバーブリッジ	倉敷市玉島乙島八二五五番地先から倉敷市玉島乙島八二六二番二地先に至る間
六十二の七十二 臨港道路	倉敷市玉島乙島八二六二番二地先から倉敷市玉島

令和2年3月31日 岡山県公報 第12181号

六十二の七十九 臨港道路 (水島港玉島地区) 補助 幹線臨港道路一の四	六十二の七十八 臨港道路 (水島港玉島地区) 補助 幹線臨港道路一の三	六十二の七十七 臨港道路 (水島港玉島地区) 補助 幹線臨港道路一の二	六十二の七十六 臨港道路 (水島港玉島地区) 補助 幹線臨港道路一の二	六十二の七十五 臨港道路 (水島港玉島地区) 七号 埠頭線臨港道路	六十二の七十四 臨港道路 (水島港玉島地区) 六号 埠頭臨港道路	六十二の七十三 臨港道路 (水島港玉島地区) 五号 埠頭臨港道路	(水島港玉島地区) 四号 埠頭臨港道路
倉敷市玉島乙島八二五九番一二地先から倉敷市玉島乙島八二五九番一〇地先に至る間	倉敷市玉島乙島八二五九番五地先から倉敷市玉島乙島八二五九番一七地先に至る間	倉敷市玉島乙島八二五九番二地先から倉敷市玉島乙島八二五九番六地先に至る間	倉敷市玉島乙島八二五九番一五地先から倉敷市玉島乙島八二五九番一六地先に至る間	倉敷市玉島乙島八二六七番地先から倉敷市玉島乙島八二六五番地先に至る間	倉敷市玉島乙島八二六二番二地先から倉敷市玉島乙島八二六二番二地先に至る間	倉敷市玉島乙島八二六二番二地先から倉敷市玉島乙島八二六二番二地先に至る間	乙島八二五九番五地先に至る間

令和2年3月31日 岡山県公報 第12181号

六十二の八十 臨港道路 (水島港玉島地区) 補助 幹線臨港道路一の五	倉敷市玉島乙島八二五九番一五地先から倉敷市玉島乙島八二五九番一五地先に至る間
六十二の八十一 臨港道路 (水島港玉島地区) 補助 幹線臨港道路一の六	倉敷市玉島乙島八二五九番一二地先から倉敷市玉島乙島八二五九番三三三番地先に至る間
六十二の八十二 臨港道路 (水島港玉島地区) 補助 幹線臨港道路二	倉敷市玉島乙島八二六二番二地先から倉敷市玉島乙島八二六二番二地先に至る間
六十二の八十三 臨港道路 (水島港玉島地区) 補助 幹線臨港道路二の一	倉敷市玉島乙島八二六二番地先から倉敷市玉島乙島八二五九番一二地先に至る間
六十二の八十四 臨港道路 (水島港玉島地区) 補助 幹線臨港道路三の一	倉敷市玉島乙島八二六七番地先から倉敷市玉島乙島八二六六番地先に至る間
六十二の八十五 臨港道路 (水島港玉島地区) 補助 幹線臨港道路四の一	倉敷市玉島乙島八二五九番四三三番地先から倉敷市玉島乙島八二六五番地先に至る間
六十二の八十六 臨港道路 (水島港玉島地区) 補助 幹線臨港道路四の三	倉敷市玉島乙島八二五九番一七地先から倉敷市玉島乙島八二六三番三三三番地先に至る間
六十二の八十七 臨港道路	倉敷市玉島乙島八二六三番三三三番地先から倉敷市玉島

令和2年3月31日 岡山県公報 第12181号

（水島港玉島地区）補助 幹線臨港道路四の四（一）	乙島八二六三番三地先に至る間
六十二の八十八 臨港道路 （水島港玉島地区）補助 幹線臨港道路四の四（二）	倉敷市玉島乙島八二六五番地先から倉敷市玉島乙島八二六四番七地先に至る間
六十二の八十九 臨港道路 （水島港玉島地区）補助 幹線臨港道路四の六	倉敷市玉島乙島八二六三番三地先から倉敷市玉島乙島八二六四番一四地先に至る間
六十二の九十 臨港道路 （水島港玉島地区）補助 幹線臨港道路四の七	倉敷市玉島乙島八二六五番地先から倉敷市玉島乙島八二六四番七地先に至る間
六十二の九十一 臨港道路 （水島港玉島地区）補助 幹線臨港道路四の八	倉敷市玉島乙島八二五九番一七地先から倉敷市玉島乙島八二六三番三地先に至る間
六十二の九十二 臨港道路 （水島港玉島地区）補助 幹線臨港道路四の九	倉敷市玉島乙島八二六五番地先から倉敷市玉島乙島八二六四番七地先に至る間
六十二の九十三 臨港道路 （水島港玉島地区）補助 幹線臨港道路六の一	倉敷市玉島乙島八二六二番地先から倉敷市玉島乙島八二五九番一二地先に至る間

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

令和2年3月31日 岡山県公報 第12181号

◎岡山県公安委員会告示第三十五号

警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号）第二条の表の六の項の上欄の規定により、岡山県公安委員会が必要と認める交通誘導警備業務は、次の表の上欄に掲げる路線に応じ、同表の下欄に掲げる区間において行うものとし、令和二年十月一日から施行する。

なお、平成二十七年岡山県公安委員会告示第二十七号（警備員等の検定等に関する規則第二条の表の六の項の上欄の規定による岡山県公安委員会が必要と認める交通誘導警備業務）は、廃止する。

令和二年三月三十一日

岡山県公安委員会

路線	区間
一 一般国道二号	岡山県の全域
二 一般国道三〇号	岡山県の全域
三 一般国道五三号	岡山県の全域
四 一般国道一七九号	岡山県の全域
五 一般国道一八〇号	岡山県の全域
六 一般国道一八一号	岡山県の全域
七 一般国道二五〇号	岡山県の全域
八 一般国道三一三号	岡山県の全域
九 一般国道三七四号	岡山県の全域

令和2年3月31日 岡山県公報 第12181号

十五 県道岡山港線	十四 県道岡山牛窓線	十三 県道倉敷玉野線	十二 県道岡山児島線	十一 一般国道四八六号	十 一般国道四三〇号
岡山県の全域	岡山県の全域	岡山県の全域	岡山県の全域	岡山県の全域	岡山県の全域

令和2年3月31日 岡山県公報 第12181号

◎岡山海区漁業調整委員会指示令和元年度第二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、備前市日生町地先海面の水産動植物の繁殖保護を図るため、水産動植物の採捕について、次のとおり指示する。

令和二年三月三十一日

岡山海区漁業調整委員会

会長 井本 瀧雄

一 保護区域

次に掲げる点ア及び点イを結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域内においては、水産動植物を採捕してはならない。

点ア 備前市日生町鹿久居島堤東端に設置した標識

点イ 備前市日生町鹿久居島だん亀南西端

二 小型機船底びき網漁業の禁止区域

1 次に掲げる区域内においては、小型機船底びき網漁業を操業してはならない。

ア 次に掲げる点イ及び点ウを結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた

区域

点イ 備前市日生町鹿久居島だん亀南西端

点ウ 備前市日生町鹿久居島水の浦西側突端

イ 次に掲げる点ウ及び点エを結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた

区域

点ウ 備前市日生町鹿久居島水の浦西側突端

点エ 備前市日生町鹿久居島水の浦東側突端

ウ 次に掲げる点オ、点キ及び点クの各点を順次結んだ二直線と最大高潮時海岸線

とによって囲まれた区域（岡山県海面漁業調整規則（昭和四十年岡山県規則第四十五号）第四十条に規定する区域を除く。）

点オ 備前市日生町鹿久居島夜千浜東側突端に設置した標識

点カ 備前市日生町鴻島東裸岩に設置した標識

点キ 点オから真方位一五六度見通し線と点カから真方位七八度三〇分見通し線

との交差点

点ク 点カから真方位七八度三〇分見通し線と備前市日生町鹿久居島の最大高潮

時海岸線との交差点

2 次に掲げる区域内においては、小型機船底びき網漁業のうち、あみこぎ網漁業、いかこぎ網漁業、べいかこぎ網漁業、なまここぎ網漁業、自家用餌料びき網漁業、貝けた網漁業及びなまこけた網漁業を操業してはならない。

ア 次に掲げる点オ、点キ及び点クの各点を順次結んだ二直線、備前市日生町鹿久

居島の最大高潮時海岸線及び備前市日生町頭島周辺の最大高潮時海岸線から五〇

メートルの距離の線とによって囲まれた区域

点オ 備前市日生町鹿久居島夜千浜東側突端に設置した標識

点カ 備前市日生町鴻島東裸岩に設置した標識

点キ 点オから真方位一五六度見通し線と点カから真方位七八度三〇分見通し線

との交差点

点ク 点カから真方位七八度三〇分見通し線と備前市日生町鹿久居島の最大高潮

時海岸線との交差点

イ 次に掲げる点ケ及び点コを結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた

区域

点ケ 備前市日生町大多府島北西イノコ鼻北端に設置した標識

点コ 備前市日生町大多府島北東端に設置した標識

三 適用除外

この指示は、試験研究、教育実習又は増養殖用の種苗（種卵を含む。）の供給（自給を含む。）（以下「試験研究等」という。）のための水産動植物の採捕について当委員会に届け出た者が行う試験研究等については、適用しない。

四 指示の有効期間

令和二年四月一日から令和五年三月三十一日まで（三年間）

令和2年3月31日 岡山県公報 第12181号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定した。

令和二年三月三十一日

岡山県収用委員会

一 起業者の名称

岡山県岡山市北区大供一丁目一番一号

岡山市

二 事業の種類

岡山県南広域都市計画道路事業三・三・岡三二一大元二日市町線

三 裁決手続の開始を決定する土地の所在、地番、地目、地積等

所在地番		地目		地積（㎡）		収用しようとする土地の面積（㎡）	摘要
岡山県岡山市北区 東古松三丁目	三四五番一	宅地	公簿	三五九・三六七・七〇	公簿	二四八・〇五	収用しようとする土地は別図のとおり（別図は省略）
		宅地	現況				

四 土地所有者の氏名及び住所

福田 信生 岡山県岡山市北区東古松二丁目七番一六号

五 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

氏名	住所	権利の種類	備考
不明	不明	賃借権	別図の駐車区画（一）（別図は省略）
不明	不明	賃借権	別図の駐車区画（四）

令和2年3月31日 岡山県公報 第12181号

六 裁決手続の開始を決定した年月日

令和二年三月二十四日

不明	佐藤 憲朗
不明	岡山県岡山市北区建部町 土師方二四二番地
賃借権	賃借権
別図の駐車区画(六) (別図は省略)	別図の駐車区画(五) (別図は省略)

令和2年3月31日 岡山県公報 第12181号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定した。

令和二年三月三十一日

岡山県収用委員会

一 起業者の名称

岡山県岡山市北区大供一丁目一番一号

岡山市

二 事業の種類

岡山県南広域都市計画道路事業三・三・岡三二一大元二日市町線

三 裁決手続の開始を決定する土地の所在、地番、地目及び地積等

所在地番	地目	地積（㎡）		収用しようとする土地の面積（㎡）	摘要
		公簿	実測		
岡山県岡山市北区 東古松四丁目	宅地	公簿	不明	四〇二・四	収用しようとする土地は別図のとおり（別図は省略）
三三八番一	宅地	現況	不明	五	収用しようとする土地は別図のとおり（別図は省略）

四 土地所有者の氏名及び住所

福田 順一 岡山県岡山市北区東古松二丁目七番一六号

五 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
なし

六 裁決手続の開始を決定した年月日

令和二年三月二十四日